

# 令和8年度山形県地域公共交通利便性向上等支援事業費補助金（複数社連携事業） 交付要綱

## （目的及び交付）

第1条 知事は、地域公共交通の維持・改善を図るため、バス事業者、タクシー事業者及び地域鉄道事業者（以下「事業者」という。）が、利用者の減少や燃料費の高騰等により厳しい経営状況に置かれている中であって、複数社連携して利用者の利便性向上に資する事業を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で事業者に対し補助金を交付する。

## （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業又は同号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (2) タクシー事業者 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (3) 地域鉄道事業者 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業を行う者をいう。
- (4) 補助事業グループ 同一の補助事業を実施する事業者のまとまりであって、第3条の要件を満たす事業者が2者以上で形成するグループ、団体等をいう。
- (5) 代表事業者 補助事業グループを構成する事業者（以下「グループ構成員」という。）のうち、補助事業の執行管理を担い、グループの取りまとめ役となる者をいう。
- (6) 参画事業者 グループ構成員のうち、代表事業者以外の者をいう。

## （補助対象事業者）

第3条 補助金の交付を受けることができる事業者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 道路運送法第4条第1項の許可を受けて、一般旅客自動車運送事業を行い、山形県内に本社又は営業所がある事業者
  - (2) 鉄道事業法第3条第1項の許可を受けて、鉄道事業を行い、山形県内に本社がある事業者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者は補助対象としない。
- (1) 県や市町村、交通事業者等で構成されている山形県地域公共交通活性化協議会に対するアンケートの回答及び政府報告資料の提供並びにそれらのオープンデータ利活用のためのデータの公表等の協力に応じない事業者
  - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- (3) 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
- (4) 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等であるもの
- (5) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの
- (6) 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
- (7) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
- (8) その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

（補助対象事業及び補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、複数の事業者が連携して実施することにより地域公共交通の利便性の向上や経営改善につながる事業とし、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助金の交付の決定を受けてから令和9年2月28日までの間に要した次に掲げる経費の合計額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

機器及びソフトウェアの導入費並びに導入関連経費、広報費、その他知事が事業を実施するために必要と認める経費
--

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、グループ構成員ごとに、補助対象経費（補助対象経費に充てるべき国からの補助金があるときは、当該補助金の合計額を控除した額）の合計額の3分の2に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は4,000,000円のいずれか低い額とする。

（交付の申請）

第6条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、令和9年1月29日とし、代表事業者が補助事業グループとしての事業計画及びグループ構成員の申請資料を取りまとめたうえ提出するものとする。

2 補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 同意・誓約書（別記様式第2号）
- (3) グループ構成員がバス事業者又はタクシー事業者の場合はそれぞれの一般旅客自動車運送事業の許可証の写し
- (4) 補助金の振込先とするグループ構成員それぞれの名義の預貯金通帳の表紙及び表紙裏面（金融機関名、店名、店番号、口座種別、口座番号及び口座名義人（カタカナ名義を含む。）が記載されたページ）の写し

(5) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 知事は、補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、代表事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) グループ構成員ごとに補助金の額の増を伴う変更

(2) グループ構成員ごとに補助対象経費の合計額の20%を超える増減

2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、代表事業者が事業計画変更承認申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

3 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、代表事業者が事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第4号）を提出しなければならない。

4 規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、代表事業者が事業遂行状況報告書（別記様式第5号）を提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、補助事業完了後30日を経過する日又は令和9年3月5日のいずれか早い日とし、代表事業者が補助事業グループとしての事業実績及びグループ構成員の実績資料を取りまとめたうえ提出するものとする。

2 補助事業実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実績書（別記様式第6号）

(2) 補助事業の実施を証する書類の写し及び写真（成果品がチラシ等の印刷物である場合は現物）

(3) グループ構成員ごとの補助対象経費の支払いに係る領収書その他の書類でその支払の事実を証するものの写し

(4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の支払)

第10条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に、グループ構成員それぞれに支払うものとする。

(決定の取消)

第11条 知事は、規則第17条第1項に定めるもののほか、補助金の交付の決定を受けたグループ構成員（以下「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付の決定の全部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) この要綱に違反する行為があったとき
- (3) 補助金の交付の目的に著しく反する行為があったとき

#### (財産の管理)

第12条 補助事業者は、補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産」という。）について、補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

#### (財産処分の制限)

- 第13条 規則第22条第2号の規定により知事が指定する財産は、取得価格又は効用の増加額が1件50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 補助事業者が規則第22条の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分等承認申請書（別記様式第7号）に理由書を添えて知事に提出しなければならない。
  - 3 知事は、前項の承認をする場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。
  - 4 規則第22条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

#### (関係書類の保管)

第14条 補助事業者は、規則第21条の規定による帳簿及び証拠書類を整備し、令和9年度から5年間保管しておかなければならない。

#### (書類の提出)

第15条 この補助金に関して知事に提出する書類は、正本1部とし、提出先は、みらい企画創造部地域交通政策課とする。

#### (雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。